

開催年月日 平成26年5月14日(水)  
 質問者 公明党 吉井 透 委員  
 答弁者 保健福祉部長 高田 久  
 介護運営担当課長 原 光宏

| 質問内容   | 答弁内容  |
|--|---|
| <p>一 地域包括ケアシステムについて</p> <p>私からは、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについてお伺いします。前委員会からの繰り返しになりますが、地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する仕組みであり、我が党は本年2月の特別委員会や第1回定例会の一般質問、予算特別委員会において、道の取組状況について質問してきたところであります。</p> <p>地域包括ケアシステムを構築するためには、それぞれの市町村が地域の課題を明確にし、その解決に向けて体制整備を進めていくことなどが重要であります。</p> <p>各市町村における地域包括ケアシステムの構築に向け、道として市町村に対してどのような支援を行ってきたのか、また、今後どのように支援していくのかなどについて、以下伺ってまいります。</p> <p>(一) 地域包括支援センターの現状について</p> <p>道内の市町村において地域包括支援センターが設置されていますが、まず、その設置箇所数について、市町村直営と委託されて運営が行われているセンターがそれぞれ何か所設置されているのか、また、委託の場合、どのような法人に委託されているのかお伺いします。</p> <p>(二) 地域包括支援センターの機能などについて</p> <p>265カ所の地域包括支援センターが設置されているとの答弁でしたが、まず、地域包括支援センターを設置する区域の基準及びどのような機能を担っているのかお伺いします。</p> | <p>【介護運営担当課長】</p> <p>地域包括支援センターの設置状況についてであります。道内における地域包括支援センターは、平成26年4月1日現在、179市町村すべてに設置され、設置数の合計は265カ所となっております。運営主体別の内訳は、市町村が直営しているセンターが149カ所、委託して運営しているセンターが116カ所となっております。また、委託先である法人などの内訳については、社会福祉法人が71カ所、医療法人が38カ所、社団法人などが7カ所となっております。</p> <p>【介護運営担当課長】</p> <p>地域包括支援センターの設置圏域の基準などについてであります。地域包括支援センターの設置に係る圏域は、市町村の人口規模や業務量、専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域などとの整合性に配慮して、市町村の判断により設定することとされているところでございます。</p> <p>また、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門的なスタッフが連携し、個々の高齢者の状況に応じた在宅サービスの調整をはじめ、地域における高齢者やその家族に対する総合相談窓口、要介護状態になることを予防するためのケアマネジメント、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用支援等の権利擁護などの業務を担い、高齢者の地域生活を支える中核的機関としての役割を果たしているところでございます。</p> |

| 質 問 内 容   | 答 弁 内 容  |
|---|--|
| <p>(三) 地域包括支援センターへの支援について<br/> 地域包括ケアシステムの構築に向けて、その中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図ることが重要である、というふうを考えておりますが、道では、これまでセンターの設置主体である市町村に対してどのような支援を行ってきたのか、平成25年度の実績について伺いますとともに、今後どのように取り組もうとしているのか併せて伺います。</p>  | <p>【介護運営担当課長】<br/> 地域包括支援センターへの支援についてでございますが、道では、平成25年度におきまして、担当職員等を対象とした研修会を道内5か所で開催したほか、各振興局単位での、市町村など関係職員による意見交換会の開催や、各保健所に設置した支援チームの市町村への派遣などにより、地域包括支援センターの機能強化に努めてきたところでございます。<br/> 道といたしましては、今後とも、こうした取組を進めますとともに、現在、国においては、在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進等を図るため、地域包括支援センターの業務内容や人人体制の見直しなどが検討されておりますことから、こうした動きも踏まえ、センターに期待される役割を十分果たせるよう支援してまいりたいと考えております。</p> |
| <p>(四) 地域ケア会議の役割について<br/> 次に、地域ケア会議の役割についてお伺いいたします。介護保険制度の見直しが現在国会で審議されており、この中に地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業を充実させるため、「地域ケア会議の推進」もひとつの手法としていただいておりますが、地域ケア会議の役割についてお伺いします。</p>   | <p>【介護運営担当課長】<br/> 地域ケア会議の役割についてでございますが、地域ケア会議につきましても、医療、介護等の様々な職種が協働して、地域で暮らす高齢者が抱える個別課題の解決や、地域の関係機関が相互の連携を高める地域包括支援ネットワークの構築、また、個別ケースの検討におきまして、その背景にある解決すべき地域課題の発見や、その解決に必要な社会基盤などの整備を行う地域づくりの役割、さらには、市町村の介護保険事業計画への反映等の政策形成などの機能を有しており、地域包括ケアシステムの実現に向けた重要なツールと位置づけられているところでございます。</p>  |
| <p>(五) 地域ケア会議への支援について<br/> 地域ケア会議については、道内約8割の市町村において設置されているというふう聞いておりますが、市町村の関係者からは、地域ケア会議の進め方などの運営方法への戸惑いや個別ケース検討の積み重ねから地域課題の発見につなげる方法が難しいという声もあり、市町村によっては、地域ケア会議の手法が確立されていない状況にあるのではないかと考えます。<br/> このような市町村の状況に対して、道としてどのように支援するのかお伺いします。</p>       | <p>【介護運営担当課長】<br/> 地域ケア会議への支援についてでございますが、道では、これまで、地域包括支援センター職員等に対する研修会を開催するなど、地域ケア会議の運営充実に向けた支援を行ってまいりましたが、市町村における取組にも格差があったことなどから、今年3月に、市町村が地域ケア会議を運営するための標準的な指針となる「地域ケア会議ガイドライン」を作成し、市町村に示したところでございます。<br/> また、今年度からは、各振興局の保健師等の専門職員を市町村に派遣して、社会資源の状況等の地域特性に応じた、きめ細かな助言を行うなど、地域ケア会議の運営の一層の充実に向け、取り組んでまいりたいと考えております。</p>                                    |
| <p>(六) 今後の取組について<br/> 地域の特性に応じて、きめ細かな助言を行うとのご答弁をいただきましたが、それぞれの取組の差異を十分考慮していただき、地域ケア会議の充実をお願いしたいと思います。<br/> 最後に、今後の取組についてお伺いします。国では、第6期介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として策定することを市町村に求めるなど、地域包括ケアシステムの構築を介護保険制度の見直しの中核として位置づけております。<br/> 北海道では、高齢化が進んでいる小規模市町村が</p> | <p>【保健福祉部長】<br/> 今後の取組についてでございますが、本道においては、全国を上回るスピードで高齢化が進行しており、さらに、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けまして、それぞれの地域の実情にあった医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを確保する地域包括ケアシステムを構築していくことが重要課題の一つとなっております。<br/> このため、道といたしましては、引き続き、ただ今、担当課長から答弁いたしました地域包括支援センターの機能の充実や、地域ケア会議の運営を通じ</p>   |

| 質 問 内 容   | 答 弁 内 容  |
|---|--|
| <p>多く、道として、地域包括ケアを推進していくため今後どのように取り組んでいく考えなのかお伺いします。</p> <p>いろいろお伺いしてきましたが、地域包括支援センターは、地域包括ケアの重要な機関であります。そのサービスについては、丁寧に対応してもらったという感謝の声がある一方で、大事なときにケアマネジャーと連絡が取れなくて困ったと、こういった声も受けております。地域に即した機能充実とともに、サービスの向上と高度化をしっかり支援していただくように改めてお願いをして、質問を終わります。</p> | <p>た地域ネットワークの形成、サービスの高度化を支援してまいりますとともに、地域ニーズに応じた在宅と施設サービスのバランスのとれた基盤整備に加えまして、専門職の育成や資質向上などに取り組み、本道における地域包括ケアシステムの構築を着実に進めてまいりたいと考えております。</p> |